

手術件数(2024年1月～12月)

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6に掲げる手術の施設基準

① 区分1に分類される手術

		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	19
イ	黄斑下手術等	147
ウ	鼓室形成手術等	2
エ	肺悪性腫瘍手術等	100
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	153

② 区分2に分類される手術

		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	17
イ	水頭症手術等	7
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	2
エ	尿道形成手術等	27
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	19
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	3

③ 区分3に分類される手術

		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	9
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術(両葉)	3
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	10

④ 区分4に分類される手術

		手術件数
(胸腔鏡下肺切除術などの指定された92種の手術)		523

⑤ その他の区分に分類される手術

		手術件数
人工関節置換術		309
乳児外科施設基準対象手術		6
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		55
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術		25
経皮的冠動脈形成術		138
急性心筋梗塞に対するもの		18
不安定狭心症に対するもの		7
その他のこと		113
経皮的冠動脈粥瘤切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		143
急性心筋梗塞に対するもの		25
不安定狭心症に対するもの		11
その他のこと		107

令和7年1月16日